

陸中海岸国立公園の公園計画の変更に関する パブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

変更案概要を環境省ホームページに掲載

記者発表（環境省記者クラブ・岩手県記者クラブ・宮城県記者クラブ）

資料の配付

(2) 変更案の確認方法

環境省自然環境局国立公園課にて変更案（公園計画書及び図面）を閲覧可能

(3) 意見提出期間

平成16年9月10日から10月12日まで（33日間）

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省自然環境局国立公園課

2 意見募集の結果

| | |
|-------------|----|
| ・封書によるもの | 0通 |
| ・ファックスによるもの | 3通 |
| ・電子メールによるもの | 0通 |
| 合計 | 3通 |

3 整理した意見総数

| | |
|--------------|----|
| ・今回の変更案に係るもの | 1件 |
| ・その他の意見等 | 4件 |
| 合計 | 5件 |

陸中海岸国立公園の公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

| 番号 | ご意見 | 件数 | 対応方針 |
|------------------|---|----|--|
| 利用施設計画の変更に関するご意見 | | | |
| 1 | * 十八鳴浜については、野放図な開発・利用を防ぎ、適正に保護するべき。 | 1 | * 十八鳴浜は、鳴き砂の砂浜であり、このような優れた自然環境を保全し、これを損ねないような適切な利用を図ります。 |
| その他の意見等 | | | |
| 2 | * 陸中海岸国立公園について、今後も、環境省を始め関係機関により十分な予算の裏付けを行って適切な保護活動、環境の維持管理を行うべき。 | 2 | * 国立公園は、国と地域で協力し合い維持管理を行っていくものです。陸中海岸国立公園の優れた自然環境の保護と適切な利用を進めるため、今後とも関係機関と十分な連携をとるとともに、体制や予算の確保につとめ、適切な保護管理を行っていきます。 |
| 3 | * 陸中海岸国立公園の貴重な自然環境を保護するためにも公園内の動植物や地層等を記録した写真集の作成が必要。 | 1 | * 国立公園の貴重な自然環境を保全するためには、適切な情報の提供、普及啓発が重要であり、公園内の動植物等に関する情報の収集と提供に努めるとともに、必要な保護対策に取り組んでいきます。 * 情報提供の方法はさまざまであり、これまでも、ホームページ、パンフレット、ビジターセンターでの展示などで行ってきたところですが、写真集も含め、今後とも、様々な情報提供について検討していきます。 |
| 4 | * 船越地区の道路について、道路の整備は必要だが、未開の景観地やまだ知られていない貴重な動植物が多くあることから、利用と保護の両立を図るべき。 | 1 | * 現在のところ船越地区の道路(車道)について、新たな整備予定はありませんが、将来、整備をする場合、動植物・景観の保全の観点から、適切に対応してまいります。 |